

不審な電話や訪問者にご注意ください！！

事例：No.302

発生日	平成30年11月14日
発生場所	桜川市
種類	不審な電話
概要	<p>平成30年11月14日（水）昼頃、桜川市在住の被保険者宅に市役所ホケン課のコンドウと名乗る男性から「平成24年から29年にかけての介護保険料等の還付が15万円程度発生している。2回連絡文書を送ったが返事がないため連絡した。もう役所では手続きが出来ないので金融機関で手続きしてほしい。金融機関の指定をしてもらえれば手続きが出来る。」との電話があった。</p> <p>対象者はゆうちょ銀行を指定すると、「金融機関から後ほど連絡があるので、指示に従ってほしい。」と言われた。確認のため、再度名前と所属と折り返し先の電話番号を尋ねると、「金融機関から連絡がある。」と繰り返し電話は切れた。</p> <p>対象者は市役所介護保険課に電話をし、実際に還付金が15万円も発生しているのか、また「コンドウ」という職員が所属しているのかを確認したことで当該事案が発覚。現在、還付金は発生していないこと、「コンドウ」という職員はいないことを伝えた。</p>

事例 : No. 3 0 1

発 生 日	平成 30 年 11 月 14 日
発生場所	桜川市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 30 年 11 月 14 日（水）午前中、桜川市在住の被保険者宅に「後期高齢者医療保険料の還付金が 15 万 6 千円ほどある。後ほど常陽銀行から電話がある。」という内容の電話があった。</p> <p>その後、常陽銀行の職員を名乗る者から電話があり、キャッシュカードを要求されたが、不審に思った対象者は役所に確認してみると話し、電話を切った。</p> <p>その後、対象者が市役所に問い合わせをして当該事案が発覚。</p> <p>市役所では還付金が発生していないため詐欺の可能性あることを伝え、注意するよう話した。</p>

事例：No.300

発 生 日	平成30年11月13日
発生場所	結城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成30年11月13日（火）、結城市在住の被保険者宅に銀行員を名乗る男性から「過去に未払いとなっている還付金があるため、通帳の番号を教えてほしい。」という内容の電話があった。</p> <p>不審に思った対象者が市役所に確認の電話をかけ、当該事案が発覚した。</p> <p>市役所でははそのような電話をしていないこと、現時点で手続きが必要な医療費の戻りなども発生していないことを話し、十分注意するよう伝え、警察にも相談するよう案内した。</p> <p>※同様の問い合わせが本件含め4件あり</p>

事例：No. 299

発 生 日	平成 30 年 11 月 9 日
発生場所	茨城町
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 30 年 11 月 9 日（金）15 時頃、茨城町在住の被保険者宅に役場職員を名乗る男性から「10 万円ほど還付金があるので、その件で 30 分後くらいに常陽銀行から連絡があります。」との電話があった。</p> <p>その後連絡はなく、11 月 12 日（月）に記帳したが入金はなかったため、不審に思った対象者が家族にそのことを話し、家族から役場に確認の連絡があり当該事案が発覚した。</p> <p>役場からはそのような電話はしないことを伝え、念のため警察に連絡をするようにと案内した。</p> <p>口座番号等は教えておらず、被害はなかった。</p>

事例：No. 298

発 生 日	平成 30 年 11 月 7 日
発生場所	美浦村
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 30 年 11 月 7 日（水）12 時 15 分頃、美浦村在住の被保険者宅に「保険の還付金があり、2 回返信用封筒も同封して通知を送付したが返送されなかったため電話で連絡をした。」という内容の電話があった。</p> <p>その後、郵便局職員を名乗る人物からも連絡があり、電話を受けた対象者の家族は郵便物を放置してしまっていることがあるため不安になったことにあわせ、不審にも感じたため役場に確認の電話をかけ当該事案が発覚した。</p> <p>役場からはそういった電話をかけることはないということを説明し、十分注意するよう案内した。</p> <p>※同時刻に「(国保) 保険税の還付がある」と電話で言われたという旨の問い合わせが別の被保険者からも 2 件あり、「本日が申請の締切となっており、12 万円程（1 円単位まで細かい金額を伝えられたとのこと）還付になるため、ATM に行って手続きを行うかキャッシュカードの番号を教えてほしい。」という内容だったとのこと。</p> <p>相手はイトウと名乗る男性で、その後郵便局職員を名乗る者からの電話もあったとのこと。</p>

事例：No. 297

発 生 日	平成 30 年 10 月 30 日
発生場所	常総市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 30 年 10 月 30 日（火）12 時頃、常総市内の被保険者宅に「イトウ」と名乗る者から「保険の還付金があり、書類は郵送した。本日が締切なので口座番号を教えてほしい。」という電話があった。</p> <p>対象者は確認のため市役所に電話をし、当該事案が発覚。警察に通報し、今度電話があっても口座番号等は教えないように話した。</p> <p>※同様の詐欺と思われる電話が常総市内で他にも 5 件と多発しており、防災無線による注意喚起を行う予定。</p>

事例：No. 296

発生日	平成30年10月30日
発生場所	常総市
種類	不審な電話
概要	<p>平成30年10月30日（火）10時頃、常総市内の被保険者宅に、「保険の還付金がある。」との電話があり、対象者は口座番号を教えてしまった。</p> <p>その後、対象者が還付金の確認のため市役所に電話を入れたことで当該事案が判明した。</p> <p>市役所ではそのような電話をした職員はいないことを伝え、口座番号を伝えてしまった金融機関に連絡をするよう案内。また、警察にも相談するよう話した。</p>

事例：No. 295

発 生 日	平成 30 年 10 月 25 日
発生場所	かすみがうら市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 30 年 10 月 25 日（木）午後 12 時 30 分頃、かすみがうら市内の被保険者宅に、市役所職員コバヤシと名乗る者から「後期高齢者医療保険料の還付金がありますが、手紙は読んでもらえましたか。」という旨の電話があった。</p> <p>対象者は「手紙は届いていない。」と答えたところ、「使っている銀行は近くにありますか。」と聞かれ、「支店はある。」と答えると、今度は「銀行のカードはもってますか。」と尋ねられた。</p> <p>不審に思った対象者は電話を切り市役所へ確認の電話をし、当該事案が発覚。対象者には職員にコバヤシというものはないこと、市から電話をかけることはなく、今後そういった電話があっても答えないよう伝え、被害は出ていない。</p>



事例 : No. 2 9 4

発 生 日	平成 30 年 7 月 27 日
発生場所	守谷市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 30 年 7 月 27 日（金）9 時 30 分頃、守谷市内の被保険者宅に、「戻し金があるから口座番号を教えてほしい。」という電話があったので、市役所に直接行くからと窓口と名前を聞いたところ、「市役所ホケン課オオノ」と名乗ったとのこと。</p> <p>守谷市にホケン課はないこと、当課および保険関係各課にオオノという者はいないことを話した上、恐らく詐欺電話だろうとお話した。</p> <p>家の着信記録で番号があったときは、警察に連絡するとのことだった。</p> <p>※これと同様の詐欺と思われる電話が守谷市内で計 9 件と多発しており、口座番号を教えてしまった事例には、警察へ届けるよう案内している。</p>

事例：No. 293

発生日	平成30年7月23日
発生場所	石岡市
種類	不審な電話
概要	<p>平成30年7月23日（月）昼頃、石岡市内の被保険者（女性）宅に、男性から「35,000円の還付金があり、還付金に係る申請書がまだ届いていない。また、手数料が3,000円必要。」との電話があった。</p> <p>対象者は「申請書を再び送付して欲しい。」と頼み、後日申請書が届かないため、市役所に電話したことで当該事案が判明した。</p> <p>市役所ではそのような電話をした職員はおらず、本人へは還付金がある場合は必ず文書で通知する旨伝え、十分注意するよう案内した。</p>

事例：No. 292

発 生 日	平成 30 年 7 月 17 日
発生場所	常陸大宮市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 30 年 7 月 17 日（火）午前 10 時 50 分頃、常陸大宮市内の 87 歳被保険者宅に、市役所職員ムラカミと名乗る者から「国民健康保険料の払い戻し申請書を 1 月に送っているが、3 月が申請の締め切りであるのにまだ申請がない。取引先の銀行の口座等を教えてほしい。」という旨の電話があった。</p> <p>対象者は「市役所へ行くので、電話ではなく直接教えてほしい。」と言ったところ、渋られたため不審に思って市役所へ確認の電話をし、当該事案が発覚。本人へは警察へ連絡するよう伝え、被害は出ていない。</p>

事例：No. 291

発生日	平成30年7月9日
発生場所	大子町
種類	不審な電話
概要	<p>平成30年7月9日（月）午後、大子町の70代被保険者宅に、水戸のコバヤシと名乗る男から、「医療費の還付が26,000円あるので、キャッシュカードの番号を教えてください。」という内容の電話があった。</p> <p>郵便局と農協のキャッシュカードを持っていると伝えたところ、郵便局コールセンターのタカハシと名乗る男がタクシーで自宅を訪問し、郵便局の職員だと思った対象者は、郵便局のキャッシュカードと暗証番号のメモを渡してしまった。</p> <p>対象者が渡した暗証番号が間違っており、その後またコールセンターのタカハシと名乗る男から「正しい暗証番号を教えてください。」と連絡があったが、不審に思った対象者は役場へ連絡し、当該事案が発覚した。</p> <p>その後、郵便局と警察にも連絡し、被害は出ていない。</p>

事例：No. 290

発生日	平成30年7月9日
発生場所	大子町
種類	不審な電話
概要	<p>平成30年7月9日（月）午前中、大子町の80代被保険者宅に、大子町役場の職員を名乗るものから、「保険料が払い戻しになるから今日中にキャッシュカードの番号を教えてください。」という内容の電話があった。（相手の名前はよく聞き取れなかったとのことで不明）</p> <p>不審に思った対象者はキャッシュカードの番号等を教えることはなく、役場へ連絡し当該事案が発覚。本人へは警察へ連絡するように伝え、被害は出ていない。</p>

事例：No. 289

発 生 日	平成 30 年 7 月 3 日
発生場所	龍ヶ崎市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 30 年 7 月 3 日（火）午前中、龍ヶ崎市内の 80 代被保険者宅に、市役所の「保険課」、「保険年金課」のオオノと名乗る男から電話があり、「過去に納めすぎた 30,000 円～40,000 円の保険料還付金がある。1 月に通知を送付している。金融機関口座へ還付するので口座番号を教えて欲しい。市役所へ直接行かないで欲しい。」という内容の電話があった。</p> <p>不審に思った対象者は口座番号などを教えることはなく、警察や市役所へ連絡し当該事案が発覚、被害は出ていない。</p>

事例 : No. 2 8 8

発 生 日	平成 30 年 6 月 25 日
発生場所	桜川市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 30 年 6 月 25 日 (月) に桜川市内の被保険者 (6 月中に死亡、妻が電話対応) 宅に「医療費の還付があり、青い紙の通知を送付した。振込先の口座を教えてください。」と電話があった。</p> <p>平成 30 年 6 月 26 日 (火) に市役所へ葬祭費の手続きに来庁したため事例が発覚した。</p> <p>還付金詐欺が疑われることを伝え、還付が発生した場合には電話ではなく通知を送付することを話した。また電話があった際にはすでに手続きは済んでいると話すように伝えた。</p>

事例：No. 287

発生日	平成30年6月21日
発生場所	石岡市
種類	不審な電話
概要	<p>平成30年6月21日（木）午前11時15分頃、石岡市内の被保険者（女性）宅に、ムラカミと名乗る者から「還付に係る申請書を送る。」との電話があった。被保険者は詐欺まがいの電話とすぐに分かったので、「分かりました。」と言い電話を切った。</p> <p>被保険者が市役所に電話をしたことで、当該事案が判明した。</p> <p>本人へは還付金がある場合は電話ではなく必ず文書で通知する旨を伝え、十分注意するよう案内した。</p>



事例：No. 286

発生日	平成30年6月21日
発生場所	石岡市
種類	不審な電話
概要	<p>平成30年6月21日（木）午前11時00分頃、石岡市内の被保険者（女性）宅に、「保険に係る5年分の還付金について」の電話があった。被保険者が「いくらぐらいあるのか。」と訊くと、いきなり電話を切られたとのこと。</p> <p>不審に思った被保険者の子が市役所に電話をしたことで、当該事案が判明した。</p> <p>本人へは還付金がある場合は必ず文書で通知する旨を伝え、警察へ連絡するよう案内した。</p>

事例：No. 285

発 生 日	平成 30 年 3 月 2 日
発生場所	つくば市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 2 時すぎ、つくば市内の被保険者宅に「保険課のモリタ」という者から電話があった。</p> <p>「今日が締め切りの還付金 23,365 円（平成 24 年度から平成 29 年度分）支払いについて、口座を教えてほしい。」と言われ、電話での手続きが可能なのか、と確認したところ、「特別に電話で還付手続きを行う」と言われた。</p> <p>口座について伝えたところ、次に銀行担当者「イシダ」を名乗る者から電話がかかってきた。内容は、「昨日夜中に、口座から 10 万円が何者かに引き出されている」と言われたためおかしいと思い、すぐに電話を切って、市役所に電話をしたとのこと。</p> <p>市では、電話で還付金の手続きは行っていない旨を伝え、今後そのような電話には応じないよう案内した。また、本人から警察に届けを出すとのことであった。</p>

事例：No. 284

発生日	平成30年1月17日
発生場所	取手市
種類	不審な電話
概要	<p>午後3時頃、取手市内の被保険者宅に「保険課のヤマグチ」と名乗る男から電話があった。</p> <p>「4月に還付金の通知を出した。後期保険料の5年分還付がある。銀行からまた電話する」と言って、相手から電話を切った。</p> <p>市ではそのような電話はしていないし、還付のやりとりを電話ではしない旨説明し、電話では応じないように案内した。</p>

事例 : No. 2 8 3

発 生 日	平成 30 年 1 月 17 日
発生場所	取手市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前 1 1 時頃、取手市内の被保険者宅に保険課の男から電話があった。</p> <p>家族構成などを聞かれ、おかしいと思いすぐ電話を切った。</p> <p>市ではそのような電話はしておらず、十分注意するよう伝えた。</p>

事例：No. 282

発 生 日	平成 30 年 1 月 17 日
発生場所	取手市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前 10 時頃、取手市内の被保険者宅に「保険課のイマイ」と名乗る男から電話があった。</p> <p>「還付金の通知をしたが返答がないので口座を教えてほしい。すぐに振り込みます」と言われたので、その電話で口座番号を教え銀行に通帳を記帳に行ったが、お金は振り込まれていなかった。</p> <p>昼休みに市役所に来庁したが、市ではそのような電話はしていないし、還付のやりとりや銀行口座を電話では聞かない旨説明し、電話では応じないように案内した。その足で警察に届けに行った。</p>

事例：No. 281

発 生 日	平成 29 年 11 月 7 日
発生場所	北茨城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 11 月 7 日（火）午後 3 時頃、北茨城市内の被保険者宅に「市役所の者」と名乗る男性から電話があった。</p> <p>「国からの指導で、昨年の 12 月以降に生じた払い戻しがある」と言われ、銀行と口座番号を伝えたところ、これから振込を行うと電話が切られたとのこと。</p> <p>話の中で、最近の出金がいづか、残高はいくらかまで聞かれたため、不審に思い市役所に確認の電話をしたことで当該事案が判明した。</p> <p>市及び保険者では、そのような電話をしてないこと、現時点で手続きが必要な医療費の戻り等も発生していないことを案内し、被保険者に対しては十分注意するよう伝え、警察に相談するよう案内した。</p>

事例：No. 280

発 生 日	平成29年7月12日
発生場所	ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成29年7月12日（水）12時30分頃、ひたちなか市内の被保険者の男性宅に、市役所の職員を名乗る男から、「差額医療費が発生しているが、通知は届いているか。」との電話があった。男性が届いていないと言うと、突然電話が切れてしまった。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が、市役所に電話したことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、そのような電話をした職員はおらず、本人への還付金がある場合は、電話でなく必ず文書で通知する旨伝え併せて同様の電話があっても応じないよう注意を促した。</p>

事例：No. 279

発 生 日	平成 2 9 年 7 月 12 日
発生場所	ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 7 月 12 日（水）12 時頃、ひたちなか市内の女性宅に、市役所の保険課の職員と名乗る者から、「17,200 円の還付金があるが、通知書は届いているか。」との電話があった。女性が、届いていないと答えると、市役所の総合医療課に連絡するよう言われ、電話番号を伝えられた。また、携帯の電話番号を教えてほしいといわれたが、教えられないと答えると突然電話を切られた。</p> <p>その後、不審に思った女性が、市役所に電話したことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、そのような電話をした職員はおらず、本人への還付金がある場合や、具体的な金額等は、電話でなく必ず文書で通知する旨伝え併せて同様の電話があっても応じないよう注意を促した。</p> <p>また、女性が警察へ連絡するとのこと。</p>

事例：No. 2 7 8



発 生 日	平成 2 9 年 7 月 5 日
発生場所	那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 7 月 5 日（水）午前 11 時頃、那珂市内の被保険者の女性宅に、日本年金機構福祉課の職員と名乗る男から、「60 歳以上の通院されている方に還付金があるので口座情報を教えてほしい。6 月に法改正があり、3 年遡って還付できるが手続きがされておらず、期限が数日後に迫っているので、電話で口座番号を教えてもらえれば手続きができる。」との電話があった。</p> <p>もう一度書類を送ってほしい旨伝えたと電話が切れたが、口座情報は伝えなかった。</p> <p>その後、水戸北年金事務所へ福祉課があるか確認の電話をすると、詐欺だろうと言われ、念のため市役所へも電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付が発生していないことを確認し、警察へ通報するよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 7 7

発 生 日	平成 2 9 年 7 月 5 日
発生場所	常陸太田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 7 月 5 日（水）午前 11 時頃、常陸太田市内の被保険者の女性宅に、東京都霞が関の日本年金機構福祉課のハットリを名乗る男から、「6 月から医療費が安くなったので、医療費の還付金 28,000 円がある。通知をしたが返信がなく、期限があと 2 日となったため、住所、氏名、電話番号、振込先を教えてもらえば、この電話で本人確認ができたので振り込みができる。」との電話があった。</p> <p>病院を受診していなかったため不審に思い、住所、氏名、電話番号を伝え、連絡先を聞き電話を切った。</p> <p>その後、年金事務所へ電話をし、市役所へ確認したほうが良いと言われた被保険者が、市へ問い合わせをしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付が発生していないことを確認し、振り込み手続きは済んでいるため改めて聞くことはない旨伝え併せて同様の電話があれば警察または市へ電話するよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 7 6

発 生 日	平成 2 9 年 7 月 4 日
発生場所	常陸太田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 7 月 4 日（火）午後 1 時 50 分頃、常陸太田市内の被保険者の女性宅に、東京都霞が関の福祉年金課の職員と名乗る男から、「3 箇月前の医療費の還付金 18,600 円があるので、住所、氏名、電話番号、振込先を知りたい。」との電話があった。</p> <p>通常は自動振り込みされていたため、家族に相談すると伝えると、折り返し電話をするよう言われた。</p> <p>詳細が分からないので、市役所から霞が関へ連絡してほしいとの要望があったことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付が発生していないことを確認し、振り込み手続きは済んでいるため改めて聞くことはない旨伝え併せて同様の電話があれば警察または市へ連絡するよう注意を促した。</p>

事例 : No. 2 7 5

発 生 日	平成29年7月4日
発生場所	ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成29年7月4日（火）午後2時45分頃、ひたちなか市内の被保険者の女性に、市役所の健康保険課の職員と名乗る者から、「4年分の医療費の還付があるので、金融機関と連絡をとって5分後に電話をさせる。」との電話があった。</p> <p>数分後、常陽銀行の田中と名乗る者から電話があり、午後3時までに銀行のカードを持って近くのコンビニへ行き、入店する前に携帯へ電話するよう指示をされた。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が、市役所へ電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付が発生していないことを確認し、電話での通知はしない旨伝え併せて還付金詐欺の可能性があるのでコンビニへは行かず、電話があっても対応しないよう注意を促した。</p> <p>また、相手の携帯の電話番号も分かっていることから、警察へも通報するよう伝えた。</p>

事例：No.274

発 生 日	平成 2 9 年 6 月 2 1 日
発生場所	取手市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 6 月 21 日（水）午後 2 時 20 分頃、取手市内の被保険者女性に、後期高齢者医療の担当職員と名乗る男から、「高額療養費の還付金がある。通知をしていたが返事がなかったので、口座を教えてほしい。」との電話があった。</p> <p>通知文は届いておらず、非通知電話だったことを不審に思い、確認のために市役所へ電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付が発生していないことを確認し、市役所から直接口座を聞くことはない旨伝え併せて今後も気を付けるよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 7 3

発 生 日	平成 2 9 年 6 月 2 1 日
発生場所	取手市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 6 月 21 日（水）、取手市内の被保険者男性のご家族に、市役所国保年金課のヤマグチと名乗る男から、「水色の封筒で、累積医療のお知らせを送った。」との電話があった。</p> <p>不審に思ったご家族はすぐに電話を切り、その後、市役所に電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、ヤマグチというものはおらず、還付が発生していないことを確認し、今後もそのような電話に気を付けるよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 7 2

発 生 日	平成 2 9 年 6 月 1 6 日
発生場所	ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 6 月 16 日（金）、ひたちなか市内の被保険者の女性に、後期高齢者医療の担当職員と名乗る女から、「3,000 円程度の医療費の還付があるので、口座の申請してください。」との電話が 2 回程あった。2 回目の電話の際には、被保険者のご家族が窓口に行ったことを伝え、実際にご家族が市役所に来庁したことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では還付が発生していないことを確認し、そのような電話や通知はしていない旨伝え併せて今後もそのような電話に気を付けるよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 7 1

発 生 日	平成 2 9 年 6 月 1 5 日
発生場所	那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 6 月 15 日（木）午後 0 時 50 分頃、那珂市内の被保険者の男性宅に、市役所の保険課の職員と名乗る男から、「5 月に通知をしていた、平成 27 年度と 28 年度の保険料 12,000 円の還付があるが手続きがされていない。常陽銀行の者から連絡をさせる。」との電話があった。</p> <p>その後、常陽銀行本店のクロサワを名乗る男から電話があったが、市役所に確認する旨伝えると電話を切られ、不審に思った被保険者が市役所に電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、保険料の還付がないことを伝え、今後もそのような電話に気を付けるよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 7 0



発 生 日	平成 2 9 年 5 月 2 9 日
発生場所	北茨城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 5 月 29 日（月）早朝、北茨城市内の被保険者宅に、市役所の者と名乗る男から、「12 月の医療費 27,000 円の戻りがある。」との電話があった。</p> <p>来客中だったため、来客者の声が聞こえたからか突然電話が切れてしまい、不審に思った被保険者が市役所に電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付が発生していないことを確認し、そのような電話や通知はしていない旨伝え併せて再度連絡がきても応じず警察に相談するよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 6 9

発 生 日	平成 2 9 年 5 月 2 4 日
発生場所	茨城町
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 5 月 24 日（水）午後 3 時頃、茨城町内の男性に、茨城町保険課職員と名乗る男から、「保険料を過去 4 年遡って調べた結果、29,060 円の還付がある。文書を送ったが期限が過ぎてしまったので電話をした。」との電話があった。</p> <p>男性が文書は無いと答えると、ATM で還付があるかの確認をとれると言われ、詳細は常陽銀行に電話で確認するようにと電話番号を告げられたのでかけてみると、常陽銀行本店のタナカと名乗る男が出た。ATM に行くよう案内され、電話で指示を受けながら操作をした。また、カードの番号と残高も答えてしまった。</p> <p>ATM の操作後、「5 月 25 日に手続きをするので、処理が終わったら電話をする。」といわれたが電話はなく、不審に思った男性が茨城町役場に電話したことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、常陽銀行の本来の電話番号を伝え、保険料の還付がないことを確認し、ATM での操作を案内することはない旨伝え併せて警察へ相談するよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 6 8

発 生 日	平成 2 9 年 5 月 2 3 日
発生場所	那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 5 月 23 日（火）午前 10 時 40 分頃、那珂市内の被保険者の女性の携帯電話に、市役所保険課のアサノと名乗る男から、「昨年 11 月に通知をしたが申請されていない保険料の還付がある。20～30 分後に常陽銀行から電話が行く。」との電話があった。</p> <p>その後、常陽銀行コールセンターのヤマモトと名乗る者から電話があった。昨年通知したという文書が見当たらない旨伝えると、携帯電話の番号と口座番号を聞かれたが教えず、不審に思った被保険者が確認のため市役所へ電話したことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、保険料の還付がないことを確認し、電話での通知はしない旨伝え併せて警察へ相談するよう注意を促した。</p> <p>また、同日中に同様の不審電話が 15～6 件発生しており、那珂警察署からの要請で、午後 2 時 40 分頃に市の防災無線で注意喚起の放送を行った。</p>

事例：No. 2 6 7

発 生 日	平成 2 9 年 5 月 1 9 日
発生場所	ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 5 月 19 日（金）午前、ひたちなか市内の男性宅に、市役所のワダと名乗る男から、「医療費の還付金があるので銀行のキャッシュカードを用意してほしい。」との電話があった。わかる者がいないと伝えると、「後で電話をする。」と言って電話が切れた。</p> <p>その後、電話がかかってこないことを不審に思い、確認のために市役所へ電話連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付金が発生していないことを確認し、ワダという男がいないことを伝え併せて今後連絡が来ても応じないよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 6 6

発 生 日	平成 2 9 年 5 月 1 8 日
発生場所	常陸大宮市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 5 月 18 日（木）午前 11 時 45 分頃、常陸大宮市内の被保険者の女性宅に、市役所のアクツと名乗る男から、「医療費の還付金 16,000 円があるので通帳とカードを持って常陽銀行へ行って手続きをしてほしい。15 分後に常陽銀行の担当から連絡をする。」との電話があった。郵便局の通帳しかないと伝えると、常陽銀行でないと対応できないと言われ、携帯電話の番号を聞かれたので教えてしまった。</p> <p>その後、正午頃に市役所のオオウチと名乗る男から再度電話があったが、アクツと同じ声だったため不審に思った被保険者が医療保険課へ電話連絡したことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、アクツやオオウチというものはおらず、また還付金が発生していないことを確認し、電話での連絡はしないことを伝え併せて警察へ通報するよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 6 5

発 生 日	平成 2 9 年 5 月 1 6 日
発生場所	那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 5 月 16 日（火）午後 1 時 40 分頃、那珂市内に住む被保険者の女性の携帯電話に、市役所保険課のアベと名乗る 30～40 歳くらいの男から、「年金から引かれている保険税 39,500 円の還付を 5 年前から特別優遇措置として行っている。通知をしたが、期限の 3 月末を過ぎたため電話をした。」との電話があった。</p> <p>被保険者は男から、名前や住所を正確に言われたことで信用し、常陽銀行に口座があることを答えると、「常陽銀行から電話がいく。」と言われ、電話が切れた。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が市役所に確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付金が発生してないことを確認し、また電話での連絡はしないことを伝え併せて警察へ通報するよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 6 4

発 生 日	平成 2 9 年 5 月 1 1 日
発生場所	那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 5 月 11 日（木）午前、那珂市内に住む被保険者の男性の携帯電話に、市役所国保課を名乗る男から、「1 月に通知をしていたもので、還付金 49,500 円がある。3 月 31 日が期限だったので電話をした。」との電話があった。取引している金融機関名を伝えると、「期限を過ぎたため市役所からは振り込めない。常陽銀行から振込むことになるが、支店からはできないので本店の者から電話がいく。」と、言われた。</p> <p>その後、常陽銀行の行員と名乗る男から電話があり、一番近い ATM を聞かれたので答えると、そこで待つように言われた。</p> <p>指示された場所に行き、待っていたが誰も来ないので、帰宅後常陽銀行本店へ確認の電話をしたところ、常陽銀行本店では電話はしておらず、還付のことであれば市役所へ確認した方が良いのではと言われたため、市役所へ電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付金が発生していないことを確認し、本人への還付金がある場合は電話での連絡はしないこと、また、銀行に手続きさせることはない旨伝え併せて警察へ通報するよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 6 3

発 生 日	平成 2 9 年 5 月 1 0 日
発生場所	ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 5 月 10 日（水）正午頃、ひたちなか市内に住む被保険者の男性宅に、市役所のオオバと名乗る男から、「昨年 11 月分の保険料の還付があり、まだ手続きをしていないようだが、書類は届いてないか。今日中に手続きする必要がある。」との内容で電話があった。</p> <p>被保険者が、「書類は届いていない。急ぎなら今から市役所に行く。」と言うと、突然電話が切られた。</p> <p>不審に思った被保険者が、確認のため市役所に電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付金が発生していないことを確認し、オオバという職員がいないことを伝え併せて再度連絡がきても応じないよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 6 2



発 生 日	平成 2 9 年 5 月 8 日
発生場所	那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 5 月 8 日 (月)、那珂市内に住む被保険者の男性宅に、国保年金課の鈴木と名乗る男から、「3 月 31 日までの保険料還付金 49,500 円がある。」との内容で電話があった。取引している金融機関名を伝えると、「常陽銀行のものから電話をさせる。」と、電話が切れた。</p> <p>その後、常陽銀行の行員と名乗る男から電話があり、「自動振り込みにするので携帯電話の番号を教えてほしい。」と言われた。</p> <p>番号を教えると電話が切れたが、連絡がなかった為、被保険者が常陽銀行瓜連支店へ確認の電話をし、その後市役所へ連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付金が発生していないことを確認し、本人への還付金がある場合には、電話での連絡はしない旨伝えた。</p>

事例 : No. 2 6 1

発 生 日	平成 2 9 年 4 月 2 8 日
発生場所	水戸市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 4 月 28 日（金）午後 2 時 40 分頃、水戸市内に住む被保険者宅に、ゴトウと名乗る男から、「平成 28 年 3 月までの医療費の還付金が 39,500 円ある。筑波銀行から振り込むので口座番号を教えてほしい。」との電話があった。</p> <p>不審に思った被保険者が、当広域連合に連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>還付金は発生しておらず、広域連合では、電話でなく必ず文書にて通知されることを説明した。</p>

事例：No. 2 6 0

発 生 日	平成 2 9 年 4 月 2 8 日
発生場所	結城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 4 月 28 日（金）午前 11 時 40 分頃、結城市内に住む被保険者宅に、「保険料の還付金があるので今月中に銀行へ行き、手続きしてほしい。」との電話があった。</p> <p>電話を切った後、不審に思った家族が市役所に連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所ではそのような電話はしておらず、再度連絡がきても応じないよう注意を促した。</p> <p>また、上記以外にも、74 歳の被保険者宅に同内容の不審な電話が 1 件発生した。</p>

事例：No. 2 5 9

発 生 日	平成 2 9 年 4 月 2 5 日
発生場所	桜川市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 4 月 25 日（火）正午頃、桜川市内に住む被保険者の女性宅に、市役所年金課のゴトウと名乗る男から、「国民健康保険税 39,500 円分の還付金がある。常陽銀行から振り込むので口座番号を教えてほしい。」と言われた。</p> <p>怪しいと思ったが、折り返し連絡したいと言われたため、携帯の電話番号を教えてしまった。</p> <p>15 分後に年金課のオノデラと名乗るものから電話が入り、先程と同じ話をされたが、通常は郵便で還付の通知が来る旨伝えると、「何回も送ったが、あなたが見ていないだけ。」と言われた。</p> <p>被保険者は 2 人を不審に思い、電話を切った後、市役所の国保年金課に連絡をし、ゴトウやオノデラといった職員はいるか尋ねたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付金が発生していないことを確認し、本人への還付金がある場合には、電話ではなく必ず文書にて通知をする旨伝え、再度連絡がきても応じないよう注意を促した。</p>

事例 : No. 2 5 8

発 生 日	平成 2 9 年 4 月 2 4 日
発生場所	守谷市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 4 月 24 日（月）午前 10 時 30 分頃、守谷市内に住む被保険者の御夫婦宅に、後期高齢者医療担当と名乗る男から、「3 月末までに手続きしてもらはずだった保険料の還付金があるので銀行に行ってほしい。キャッシュカードや携帯電話を持っているか。」との電話があった。</p> <p>電話を切った後、振り込み詐欺ではないかと不審に思った被保険者が、市役所に連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付等があった場合には、電話でなく必ず文書にて通知されること等を説明し、再度連絡が来ても応じないよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 5 7

発 生 日	平成 2 9 年 4 月 1 8 日
発生場所	ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 4 月 18 日（火）午後 12 時 30 分頃、ひたちなか市内の男性宅に、市役所の保険担当を名乗る男から、「システムの手違いがあり、振り込まれるはずの保険料が振り込まれていないので、4 年間遡って 24,000 円を納めて欲しい」との電話があった。</p> <p>男性が、「何故 4 年分か、どういうことか」と質問をしたところ、電話が切れた。</p> <p>男性が聞かれたのは氏名や銀行口座の情報などで、氏名以外は答えていない。</p> <p>その後、不審に思った男性が市役所へ連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>ひたちなか市役所では、そのような電話をしていない旨国保係に確認をし併せて電話でなく必ず文書にて通知されること等を男性へ説明した。</p>

事例 : No. 2 5 6

発 生 日	平成 2 9 年 3 月 1 5 日
発生場所	茨城県常陸太田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 3 月 15 日（水）午前中、常陸太田市内の被保険者の男性宅へ、健康保険課のスズキと名乗る者から、「昨年 6 月に通知した還付金について、本日が締切なので今から自宅へ行きます。」との電話があり、被保険者が内容を確認している途中で電話を一方的に切られたので、内容確認のため、市役所へ確認の連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付金を装った詐欺と思われること、今後同様の電話があった場合は注意するよう促した。</p>

事例：No. 2 5 5

発 生 日	平成 2 9 年 3 月 3 日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 3 月 3 日（金）、那珂市内の被保険者の女性宅に、市役所の保健課を名乗る男から、「平成 23 年度からの過払い金が 2 万 2,000 円くらいあり、昨年 8 月に通知をしていたが、連絡がないので電話をした。」との電話があった。</p> <p>被保険者が見落とししていたかもしれない旨伝えと、取引のある金融機関を聞かれ、被保険者が答えると、その銀行から連絡をさせると言われた。</p> <p>その後、取引銀行のコールセンターを名乗る男から電話があり、「書類を送るので、携帯電話の番号を教えて欲しい。」と言われた。</p> <p>被保険者の女性は携帯番号を伝えず電話を切り、話が本当なのであれば通知が届くだろうと 10 日程待っていたが、一向に届かないので、詐欺であったと思い、市役所へ連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では電話の連絡はしないことを伝え、念のため警察へも連絡をするよう促した。</p>

事例：No. 2 5 4



発 生 日	平成 2 9 年 3 月 1 0 日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 3 月 10 日（金）午前 10 時頃、ひたちなか市の被保険者の女性宅に、市役所を名乗る男から、1 万 4,800 円程度の還付金があり、手続きが必要となる。手続きの案内をするので、すぐに最寄りの銀行へ行ってほしい。」との電話があった。</p> <p>その後銀行に行き口座を確認したところ、残高に変更がなかったため、男へ折り返し電話をし、その際に携帯番号、口座番号などを聞かれたため伝えてしまった。</p> <p>その後、自宅に戻り、家族に内容を話したところ、おかしいということになり、市役所へ確認の電話をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>市役所国保年金課には連絡をした職員はいないこと、本人への還付金がある場合には、電話ではなく必ず文書にて通知され、銀行または ATM へ行ってもらうことはないことを伝え、再度連絡が来ても絶対に応じないように注意を促した。</p>

事例 : No. 2 5 3

発 生 日	平成 2 9 年 3 月 1 0 日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 3 月 10 日（金）午前 11 時頃、ひたちなか市の被保険者の女性宅に、身元不明の男から、「1 万 4,800 円の還付金があり、手続きが必要となる。」と電話があり、すぐに電話が切られた。</p> <p>不審に思った被保険者が、確認のため市役所窓口へ来庁したことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所国保年金課及び介護保険課で還付金の電話連絡をした職員はいないこと。また、本人への還付金がある場合には、電話ではなく必ず文書にて送付し、本人確認ができない電話口では金額の明示もしないことを伝え、再度不審な電話がかかっても絶対に応じないよう注意を促した。</p>

事例：No. 2 5 2

発 生 日	平成 2 9 年 3 月 6 日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 3 月 6 日（月）午後 1 時 10 分頃、那珂市内の被保険者の男性宅へ、市役所の健康保険課ヤマザキと名乗る男から、「払い戻しがある。」との電話があった。</p> <p>払い戻しの話しかしないため、不審に思った被保険者が、これから市役所へ行くと伝えると電話が切られたため、市役所へ確認をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、電話での連絡はしないことを伝え、念のため警察へも電話をするように案内した。</p>

事例：No. 2 5 1

発 生 日	平成29年3月3日
発生場所	茨城県鉾田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成29年3月3日（金）午前中、鉾田市内の被保険者の女性宅に、身元不明の男から「保険料の戻りが2万7,000円あり、8月に青い封筒でお知らせしたが、返事がなかったので連絡した。」との電話があった。</p> <p>電話を一度言った後、書類が見当たらず、折り返し連絡をしようとしたが、連絡先が分からなかったため、市役所へ連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、保険料の還付は発生していないことを伝え、再度電話等があった際には、警察署へ連絡するよう案内した。</p>

事例：No.250

発 生 日	平成 2 9 年 2 月 2 7 日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 2 月 27 日（月）午前 11 時 40 分頃、ひたちなか市内の被保険者の男性宅に市役所のナカジマと名乗る男から「約 2 万円の医療費が還付されるので、金融機関で手続きをしてください。」との電話があり、指示に従って最寄りの ATM へ行くと、銀行職員を名乗る別の男から電話があり、還付されると言っていた金額と同じ額を伝えられたため、ATM を操作してしまった。</p> <p>その後、不審に思い市役所へ確認の連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付金が発生していないことを確認し、早急に警察へ通報するよう促すとともに、市役所では本人への還付金がある場合には、電話ではなく必ず文書にて通知をする旨伝えた。</p>

事例：No. 2 4 9

発 生 日	平成 2 9 年 2 月 2 3 日
発生場所	茨城県常陸太田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 2 月 23 日（木）常陸太田市内の被保険者の女性宅に「医療費の還付が 2 万円ある。郵便局へ行って手続きをして欲しい。」との電話があり、被保険者の女性は、内容が分からないため家族へ連絡をして欲しいと伝え電話を切った。</p> <p>その後、この話を聞いた被保険者の近所の方から、市役所へ確認の電話があり当該事例が判明した。</p> <p>常陸太田市では、医療費の還付がある際は文書にて連絡をしており、電話で金融機関への手続きの案内はしていない、詐欺の可能性があるので注意をして欲しいと伝えた。</p>

事例：No. 2 4 8

発 生 日	平成 2 9 年 2 月 2 3 日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 2 月 23 日（木）午前 11 時 50 分頃、ひたちなか市内の被保険者宅に市役所を名乗る男から、還付金の案内についての電話があった。</p> <p>明らかに不審な内容であったため、被保険者が、話を聞く前に電話を切ったため被害等はなかった。</p> <p>その後、被保険者から市役所へ連絡があり、当該事例が判明した。</p> <p>ひたちなか市では、本人への還付金は発生していないことを確認し、市からの電話ではないことを伝え、同様の電話がかかってきた場合にも絶対に応じないよう伝えた。</p>

事例：No. 2 4 7

発 生 日	平成 2 9 年 2 月 2 2 日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 2 月 22 日（水）午前 10 時 50 分頃、ひたちなか市内の被保険者宅に、市役所健康保険課のナカジマを名乗る男から、「医療費の還付金が 2 万 3,000 円あり、何日か前にハガキで通知したが、期限が来てしまうので、すぐに金融機関へ行ってもらうか、手続きをして欲しい」との電話があった。</p> <p>被保険者が金融機関へ行けない旨を伝えると、後日手続きをする書類を送ると言われ電話が切れた。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が市役所へ連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>ひたちなか市役所国保年金課では、本人への還付金がある場合には電話ではなく必ず文書にて通知されること、すぐに金融機関へ行くように案内することは絶対に無い旨伝え、再度電話が来ても応じないように注意を促すとともに今後も不審な電話には警戒をするよう伝えた。</p> <p>また同日、同内容の電話がかかってきたとの連絡が別件で 1 件発生した。</p>

事例：No. 2 4 6



発 生 日	平成 2 9 年 2 月 9 日
発生場所	茨城県神栖市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 2 月 9 日（木）午前 11 時 30 分頃、神栖市内の被保険者の女性（81 歳）宅に、「医療費の払い戻し（2 万円程度）の通知を出したが、届いていないだろうか。今から振り込むので、口座を教えてほしい。」との電話があった。</p> <p>被保険者が取引のある口座を伝えると、その銀行では時間がかかるため別の銀行にしてほしいと言われて電話が切れた。</p> <p>不審に思い、被保険者の家族から市役所へ確認の連絡があったことで、当該事例が判明した。</p> <p>神栖市で確認したところ、医療費や保険料の戻しは発生していなかったため、その旨を伝え併せて詐欺の電話が多発しているため、再度かかってきたときには相手にしないように注意を促した。</p>

事例：No. 2 4 5

発 生 日	平成 2 9 年 1 月 3 1 日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 1 月 31 日（火）午前 10 時 30 分頃、ひたちなか市内の被保険者宅に、市役所の職員を名乗る男から、「2 万円程度の医療費の還付金があり、12 月 10 日付で送付した緑色の封筒に手続きをする書類が入っているので、早めに手続きをしてほしい。わからないことがあれば、県庁へ電話をして聞いてほしい。」との電話があった。</p> <p>被保険者がいろいろ質問をすると突然電話が切られてしまい、市役所へ電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所保険年金課では、還付金はないこと及び本人への還付金がある場合には、電話ではなく必ず文書にて通知をすることを説明し併せて再度電話が来ても絶対に応じることがないように注意を促した。</p>

事例：No. 2 4 4

発 生 日	平成 2 9 年 1 月 3 1 日
発生場所	茨城県八千代町
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 1 月 31 日（火）午後 0 時 50 分頃、八千代町内の被保険者宅に役場の保険年金課職員を名乗る男から、「平成 26 年 8 月の国民健康保険の還付金がある。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、内容がよくわからなかったため直接役場へ行くと伝えると、「わかりました。」と言って電話が切れた。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が、役場に問い合わせたことで当該事例が判明した。</p> <p>役場からはそのような電話はしていない旨説明をした。</p>

事例：No. 2 4 3

発 生 日	平成 2 9 年 1 月 2 4 日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 1 月 24 日（火）午後 1 時 40 分頃、那珂市内の被保険者の女性（83 歳）宅に、市役所健康保険課を名乗る男から、「亡くなった被保険者の夫の保険料の件で、昨年 9 月に還付の通知を送っていたのだが。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、税金のことは息子に任せていると答えたところ、電話を切られたため、不審に思い市役所へ連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市では、還付金をかたった詐欺と思われる旨を話し、注意を促した。</p>

事例：No. 2 4 2

発 生 日	平成 2 9 年 1 月 2 4 日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 1 月 24 日（火）午後 1 時 35 分頃、那珂市内の被保険者の女性（83 歳）宅に、市役所を名乗る男から、「保険の件で。」との電話があった。</p> <p>被保険者が要件を聞こうとしたところ、一方的に電話を切られ、その後電話もかかってこなかったため、不審に思い市役所へ連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市では、電話をする際には、氏名を名乗ること、突然電話を切ったりはしないことを伝えるとともに念のため警察へ連絡することを勧めた。</p>

事例：No. 2 4 1

発 生 日	平成 2 9 年 1 月 2 4 日
発生場所	茨城県銚田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 1 月 24 日（火）午後 0 時 30 分頃、銚田市内の被保険者宅に、市役所保険年金課職員を名乗る男から、「保険料の還付が 23,560 円ある。12 月 15 日までの期限の申請書を送ったが戻ってきていない。」との電話があった。</p> <p>被保険者がなかなか市役所にいけないと伝えると電話を切られたため、不審に思い市役所へ連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>銚田市では、還付は発生していないことを伝えるとともに同様の事例が多発しているため注意するように促した。</p>

事例：No. 2 4 0

発 生 日	平成 2 9 年 1 月 1 8 日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 29 年 1 月 18 日（水）午後 1 時 30 分頃、那珂市内の被保険者の女性（80 歳）宅に、市役所保険課のヤマグチを名乗る男から、「被保険者の夫（既にお亡くなりになっている）の国保税の還付が 28,000 円くらいあり、還付したいので口座番号を教えてください。」との電話があった。</p> <p>被保険差者が再度名前を尋ねると電話を切られたため、不審に思い市役所へ確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>那珂市では、国保税の還付は発生していないことを確認し、伝えるとともに警察にも連絡をするように促した。</p>

事例：No. 2 3 9

発 生 日	平成28年12月26日
発生場所	茨城県常陸太田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年12月26日（月）、常陸太田市内の被保険者の女性宅に、市役所職員を名乗る者から、「還付がある。5月に書類を送っているはずだがまだ手続きがされていないため、早く手続きをして欲しい。取引銀行はどこか。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、銀行を伝えたところ、30分ほどたってから同銀行を名乗る者から連絡があり、「還付の手続きをするので、今すぐに印鑑・キャッシュカード・携帯をもって銀行へ手続きをするように。」と言われた。</p> <p>被保険者が、用事があり、すぐに銀行には行けないし、手続きもすべてしているはずだと伝えると電話が切れたため、市役所へ連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>常陸太田市では、このような不審な電話が県内で多発していることを伝え、注意を促した。</p>

事例：No.238



発 生 日	平成28年12月20日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年12月20日（火）午前11時頃、ひたちなか市内の被保険者の女性（83歳）宅に、市役所を名乗る男から、「約3万円の医療費の還付金があるので、手続きをして欲しい。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、不審に思い、いろいろと問い詰めたところ電話が切られたため、確認のため市役所に連絡をしてきたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、還付金がある場合は電話ではなく文書で通知するため、今回の電話は市役所からではないことを伝えるとともに、再度同様の電話がかかってきても絶対に応じないように注意を促した。</p> <p>被保険者本人も、高額療養費等の通知が来ることはよく理解しており、今後も警戒するとのことであった。</p>

事例：No.237

発 生 日	平成 2 8 年 1 2 月 8 日
発生場所	茨城県石岡市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 12 月 8 日（木）、石岡市内の被保険者の女性宅に、「医療費の過払いが 16,000 円程あり、口座に返金したい。手続きは県の福祉課で行っている。あなたの整理番号を伝えるので、今から伝える番号へ連絡して、話をして欲しい。」との電話があった。</p> <p>その後、伝えられた番号に電話をすると、県の福祉課職員を名乗る者と電話が繋がり、整理番号を伝えると、「還付金を入金したいので、取引のある口座を教えて欲しい。」と言われた。</p> <p>被保険者が口座情報を伝えると、「手続きをするので、デパートの ATM に携帯とキャッシュカードを持って行って欲しい。」と言われたため、不審に思い、当広域連合に確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>当広域連合では、現在茨城県内で医療費の還付をうたったニセ電話詐欺の電話が多発していること、電話の内容から詐欺の可能性が非常に高いこと、警察及び銀行へ相談をすることを促すとともに、電話で銀行の ATM へ行くように指示をすることは絶対に無いため、同様の電話が今後あった場合は、一度電話を切り、広域連合やお住まいの市町村へ内容の確認をして欲しい旨伝えた。</p>

事例：No. 2 3 6

発 生 日	平成 2 8 年 1 2 月 2 日
発生場所	茨城県神栖市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 12 月 2 日（金）、神栖市内の被保険者の男性 76 歳宅に、神栖市役所の職員を名乗る男から「10 月分の医療費が払いすぎで通知が届いたと思う。手続きとしていない。口座番号を教えてください。」との電話があり、指示されるとおりに指定の ATM で操作をしてしまった。</p> <p>その後、被保険者から市役所へ連絡があり、当該事例が判明した。</p> <p>市役所では過払い等の事実は無いことと併せて銀行と警察に連絡をするように伝えた。</p>

事例：No. 2 3 5

発 生 日	平成28年12月1日
発生場所	茨城県神栖市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年12月1日（木）、神栖市内の被保険者の男性74歳宅に、神栖市役所のアオキを名乗る者から「平成23年から25年までの国保の戻りがあるので、銀行に行って手続きをして欲しい。」との電話があった。</p> <p>ドラッグストアに行くように指示され再度電話をされると言われたが、被保険者が携帯電話の充電が切れていると伝えたところ電話が切れた。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が神栖市役所へ連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>市役所では、詐欺の電話が多発していることを伝え、十分注意をするよう促した。</p>

事例：No.234

発 生 日	平成 2 8 年 1 2 月 1 日
発生場所	茨城県神栖市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 12 月 1 日（木）、神栖市内の被保険者の男性宅に神栖市保健課のアオキと名乗る者から「還付金が 2 万円程あり、今すぐ銀行の ATM へ行ってほしい。」との電話があった。</p> <p>その後不審に思った被保険者が市役所へ確認をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>神栖市では、詐欺の電話と思われる旨伝え併せて還付金等がある場合は文書で通知をすると説明した。</p>

事例：No. 2 3 3

発 生 日	平成 2 8 年 1 2 月 1 日
発生場所	茨城県神栖市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 12 月 1 日（木）、神栖市内の被保険者の男性宅に、神栖市役所健康保険課を名乗る男から、「平成 23 年から 27 年度にかけて保険料の過払いがあり、その請求の申請がまだされていない。」との電話があり、被保険者が、心当たりが全くなく、通知等も見っていないと話をしていると電話が切られた。</p> <p>その後、被保険者の妻が確認のため神栖市へ電話をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>神栖市では、詐欺の電話が増えていることを伝え、十分に注意するように促した。</p>

事例：No. 2 3 2

発 生 日	平成28年11月29日
発生場所	茨城県阿見町
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年11月29日（火）午後1時頃、阿見町の被保険者宅に、阿見町役場のイシダを名乗る人物から、「医療保険の還付が21,655円あり、7月頃に緑の封筒で10月31日までに手続きをするよう手紙を送ったが、手続きがされていないので、今週中に手続きをして欲しい。銀行を選んでくれれば、後で銀行の職員から電話をする。」との電話があった。</p> <p>その後、銀行員のモリタを名乗る人物から電話があり、「印鑑とキャッシュカードを持って金曜日までに手続きをするように。」と言われた。</p> <p>不審に思った被保険者が阿見町役場に確認の連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>後期高齢者医療の担当の職員では、イシダという職員はおらず、還付があったとしても、銀行に依頼をして電話をしてもらうというようなことはないと言え併せて警察にも連絡をするように促した。</p> <p>また、同様の問い合わせが複数あり、還付金詐欺の電話が多発しているため注意するよう伝えた。</p>

事例：No.231

発 生 日	平成28年11月30日
発生場所	茨城県小美玉市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年11月30日（水）午前9時頃、小美玉市の被保険者宅に、市役所の職員を名乗る男性から「保険料を戻すのに切り替えの書類が出ていない。手続きを進めるので振込先の銀行を教えてください。これは振り込め詐欺ではない。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、振込先の銀行を指定すると、「その銀行では手続きができない、別の銀行は無いか。」と言われ、再度別の銀行を教えると、「ATM へ行ってもらうことになるので、銀行から連絡がある。」と説明された。</p> <p>その後連絡がなかったため、被保険者が市役所に確認のため来庁し、当該事例が判明した。</p> <p>市役所からそのような電話をすることはなく、ATM に行くように指示することはないこと並びに還付金詐欺が多発していることを伝えた。</p>

事例：No.230



発 生 日	平成28年11月29日
発生場所	茨城県坂東市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年11月29日（火）、坂東市内の被保険者の宅に、年金課のタケダと名乗る人物から、「還付金があるので口座番号を教えて欲しい。」との電話があった。</p> <p>その後、再度連絡があるとのことだったが、連絡がなかったため、不審に思った被保険者が市役所に確認の連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>坂東市では保険年金課という部署であり、タケダというものはいないため不審電話である旨伝え注意を促した。</p> <p>また、同様の相談が1件あった。</p>

事例：No.229

発 生 日	平成28年11月24日
発生場所	茨城県東海村
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年11月24日（木）午前中、東海村の被保険者宅に、役場の保険年金課を名乗る男性から、「健康保険を使っていないので還付金が26,000円発生した。6月頃に通知をしたが10月の締切りまでに手続きがされなかったため、今後は銀行とやりとりして欲しい。」との電話があった。</p> <p>電話を不審に思った被保険者が確認の電話をかけてきたことから当該事例が判明した。</p> <p>直接銀行に行って還付金の手続きをするような案内はしないこと、還付金詐欺の電話が多いことを伝えた。</p>

事例：No.228

発 生 日	平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日
発生場所	茨城県東海村
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 11 月 16 日（水）午前中、東海村の被保険者宅に、役場のサトウを名乗る男性から、「平成 25 年から平成 27 年の後期高齢の保険料の払い戻しが 29,550 円ある。銀行へ行くことができるか。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、最寄りの銀行なら歩いて行けると回答したところ、スーパーの ATM を案内され、「役場から銀行 FAX を流すので、後からモリタという職員から連絡する。」と伝えられた。</p> <p>被保険者がいったん電話を切り、役場に確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>役場では、後期高齢担当にサトウという男性職員はいないこと、直接銀行に行って還付金の手続きをするような案内はしないこと、並びに還付金詐欺の電話が多発していることを伝えた。</p>

事例：No. 2 2 7

発 生 日	平成28年11月11日
発生場所	茨城県東海村
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年11月11日（金）午前中、東海村の被保険者宅に、役場のサトウを名乗る男性から、「保険料の差額分がある。6月に通知を送った。常陽銀行か、筑波銀行のキャッシュカードはあるか。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、違う銀行ならあると回答したところ、「その銀行から午前中に連絡をする。」と言われたが、その後連絡が無いため、被保険者の妻が確認のため役場に電話をしてきたため当該事例が判明した。</p> <p>役場では、後期高齢担当にサトウという男性職員はいないこと、直接銀行に行って還付金の手続きをするような案内はしないこと、並びに還付金詐欺の電話が多発していることを伝えた。</p>

事例：No.226

発 生 日	平成28年11月10日
発生場所	茨城県東海村
種 類	不審な電話
概 要	<p>成28年11月10日（木）午前9時50分頃、東海村の被保険者宅に、役場のサトウを名乗る男性から、「年金の還付金がある。今から15分以内に手続きをして欲しい。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、直接役場へ行って手続きをすればよいのかと尋ねたところ、「役場で手続きをするのではなく、直接銀行に行って還付の手続きをして欲しい。」と言われた。</p> <p>不審に思った被保険者が、確認のため役場に電話をしてきたことで当該事例が判明した。</p> <p>東海村役場では、年金担当でサトウという男性職員はいないこと及び還付金詐欺の電話が多いことを伝えた。</p>

事例：No.225

発 生 日	平成28年11月21日
発生場所	茨城県日立市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年11月21日（月）、日立市内の被保険者の夫婦宅に、シモダと名乗る男性から、「保険の還付金で12,000円の還付金がある。書類を送っているはずだが、申請が無いため連絡をした。銀行での手続きより、スーパーのATMの方が早く手続きができるのでそちらに行くように。」との電話があった。</p> <p>その後、夫がスーパーに向かったが、内容を不審に思った妻が、事実確認のため市役所へ確認の連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>市では、妻に詐欺電話の可能性があるため、早急に夫に連絡を取るよう話をするとともに、夫が向かったと思われるスーパーにも連絡を入れると、夫が事務所に立ち寄っていたため、本人に詐欺電話だと伝えることができ、警察に連絡をするように促した。</p>

事例：No.224

発 生 日	平成28年11月16日
発生場所	茨城県銚田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年11月16日（水）9時50分頃、銚田市内の被保険者宅に、市役所保険年金課職員のイノウエと名乗る男性から、「還付金があるので、申請書を送ったが戻ってきていない。銀行はどちらになりますか。キャッシュカードは持っていますか。」と電話があった。</p> <p>不審に思った被保険者が、事実確認のため市役所へ連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>市では、口座情報等を聞き出すような電話をすることはないことを伝えた。</p> <p>また、同内容の問い合わせがその後複数あり、地区が一部に集中していたことから、警察署へ情報提供を行い、対応強化を依頼するとともに、市の防災行政用無線により注意喚起を実施した。</p>

事例：No.223

発 生 日	平成28年11月15日
発生場所	茨城県河内町
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年度11月15日（火）昼頃、河内町内の被保険者宅に、役場のサトウと名乗る男性から、「保険税の戻りが29,550円あり、6月1日に通知をしたが手続きが済んでいないので電話をした。役場では手続きができないので金融機関に行ってほしい。」との電話があった。</p> <p>不審に思った被保険者が、折り返し役場に電話をしますと対応し、その後、役場に連絡があったことで、当該事例が判明した。</p> <p>役場では、県内で同様の事例が発生している旨伝え、注意を促した。</p>

事例：No.222



発 生 日	平成 2 8 年 1 1 月 9 日
発生場所	茨城県銚田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 11 月 9 日（水）銚田市内の被保険者の男性宅に市保険年金課の職員を名乗る男から、「平成 21 年度から平成 26 年度までの保険税で納めすぎている分があるため、還付をする。4 月に通知を出したが応答がなかったため連絡をした。本日中に銀行で手続きをすれば、直接受け取ることができるので、銀行の職員から案内をさせる。」との電話があった。</p> <p>その後、金融機関の職員を名乗る男から電話があり、ATM 操作の指示をされたため、不審に思い被保険者が男に指摘をしたところ、電話が切れた。</p> <p>その後、被保険者が市へ確認の連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>銚田市では還付が発生していないこと、金融機関での手続きや受取を案内することはない旨を伝えた。</p> <p>また、同内容の問い合わせがその後 2 件あったため、市の防災行政用無線により、注意喚起を実施した。</p>

事例：No. 2 2 1

発 生 日	平成28年11月9日
発生場所	茨城県大子町
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年度11月9日（水）大子町内の被保険者宅に、保険年金課のサトウと名乗る者から、「6月に通知した保険税の戻りが29,550円あり、10月に期限が過ぎてしまった。制度改正のために還付が発生しており、今なら間に合う。後で、つくば銀行本店のモリタさんから連絡が入る」との電話があった。</p> <p>その後、モリタと名乗る者から被保険者の携帯に電話があり、ATMを案内され操作をした。</p> <p>操作後、不審に思い役場に確認の連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>町では、詐欺と思われる旨を伝え、銀行に連絡し、必要に応じて口座を止める等の措置を促した。</p> <p>また、町では今回の事例を受け、全戸配布の広報誌により、ニセ電話詐欺に注意する旨の掲載をする予定。</p>

事例：No.220

発 生 日	平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日
発生場所	茨城県利根町
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 10 月 26 日（水）利根町内の被保険者宅に、利根町役場のヤマグチを名乗る男から「平成 22 年から 27 年までの保険料の戻りが 20,000 円位ある。申請期間は過ぎてしまったが、銀行で手続きをすれば間に合う。後ほど銀行の者から連絡がある」との電話があった。</p> <p>不審に思った被保険者の家族から役場へ連絡があり、当該事例が判明した。</p> <p>利根町では保険料等の戻りはなく、連絡をしていないことを説明した。</p> <p>また、還付金の手続きが銀行等で代行することは絶対にないことを伝えた。</p>

事例：No. 2 1 9

発 生 日	平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日
発生場所	茨城県大子町
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 10 月 24 日（月）大子町内の被保険者宅に、市民課の男性職員から「1 月に通知した保険税の戻りが 20,000 円あり、3 月に期限が過ぎてしまった。本日中に口座番号の確認が必要である。」との電話があり、口座番号を伝えたところ、カードの暗証番号についても聞かれたため伝えた。</p> <p>電話を切った後不審に思い、町へ確認の連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>大子町では、当該電話が詐欺と思われる旨伝え併せて銀行へ連絡し口座を止めるなどの措置を促した。</p>

発 生 日	平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年度 10 月 20 日（木）午後 5 時頃、那珂市内の被保険者の男性 A さん（88 歳）宅に、市役所保険課のヤマグチを名乗る男から、「平成 22 から 27 年度までの医療費の戻り 24,550 円があり、申請期限が本日までのため至急 ATM へ行き申請をするように」との電話があった。</p> <p>その後電話が切れたため、不審に思いすぐに市役所に確認の電話をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>那珂市では保険料の還付や高額療養費等は発生していないことを確認し、伝えた。</p>

事例：No. 2 1 7

発 生 日	平成28年10月13日
発生場所	茨城県古河市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年10月13日（木）古河市の被保険者宅に、「医療費の還付金があり、青色の通知を送っているが、未だに返事がない。」との電話があった。</p> <p>銀行の窓口では手続きができないと言われたため、ATM から操作をし、入金を行った。</p> <p>その後不審に思い、警察へ被害届を出すと共に、古河市へ確認の連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>古河市では、医療費の還付について電話連絡はせず、銀行やATMを誘導することは無い旨説明し併せて今後不審な電話があった際は詐欺の可能性が高いので、市役所へ問い合わせをするよう促した。</p>

事例：No.216

発 生 日	平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日
発生場所	茨城県東海村
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 10 月 13 日（木）午前、東海村の被保険者宅に常陽銀行の職員と名乗る男性から「高齢者の医療費の還付が 2 万 8 千円ある。常陽銀行にしか振込みができない。常陽銀行に 100 万円以上の預金がある場合には、手数料はかからないが、100 万円未満の場合手数料が千円から 4 千円くらいかかる。福祉課から手数料はなるべくとらないようにと指導されているので、預金が 100 万円以上になるように不足分を振り込んで欲しい。」との電話があった。</p> <p>被保険者が常陽銀行には預金が無いと伝えると、他のキャッシュカードの有無を聞かれたため、取引のある口座を伝えた。</p> <p>その後、役場へ連絡があり、当該事例が判明した。</p> <p>東海村では、還付金の振込依頼を常陽銀行に行っていないこと、還付金が無いこと並びに高額療養費の口座登録は既にされていることを伝えた。</p>

事例：No. 2 1 5

発 生 日	平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日
発生場所	茨城県東海村
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 10 月 13 日（木）午前 10 時頃、東海村の被保険者宅に国保担当の職員を名乗る男から「平成 22 年からの保険料の支給が 2 万 8 千円ある。これから家に行く。」との電話があった。</p> <p>その後、役場へ確認の電話をしたことで、当該事例が判明した。東海村では、国保担当職員に男性職員がいないことを伝えた。</p> <p>その後、被保険者が警察に相談をし、被保険者宅で警察が 2 時間程度待ったが、職員を名乗る男性は来なかった。</p>

事例：No. 2 1 4



発 生 日	平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日
発生場所	茨城県水戸市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 10 月 12 日（水）水戸市内の被保険者宅に、水戸市役所国民保健課のイトウと名乗る者から、「医療費の還付通知を送ったが返事がないため連絡した。本日中に手続きを行えば間に合う。」との電話があった。</p> <p>その後、銀行へ手続きに向かった際に行員と話をし、確認のため市役所へ連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>市では、イトウという職員はおらず、また、還付金が発生した場合も銀行で手続きをするようお願いすることはないと伝えた。</p>

事例：No. 2 1 3

発 生 日	平成 2 8 年 1 0 月 5 日
発生場所	茨城県北茨城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 10 月 5 日（水）日立市内の被保険者の女性宅に、市役所地域包括担当のミヤタと名乗る者から、「医療費の戻りが 17,000 円あるため、本日中に口座番号の確認が必要である」との電話があった。</p> <p>口座番号を伝えたところ、カードの番号についても聞かれたため伝えずに電話を切った。</p> <p>電話を切った後、不審に思い市役所に確認の連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市では、詐欺と思われる旨を伝え、銀行に連絡し、必要に応じて口座を止める等の措置を促した。</p>

事例：No. 2 1 2

発 生 日	平成28年10月12日
発生場所	茨城県北茨城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年10月12日（水）午前11時30分頃、北茨城市内の被保険者宅に市役所保険年金課のイノウエを名乗る男から「社会保険料を5年遡って返すために、必要な書類を9発未締切りで送っているが、返信がないので連絡をした。銀行に同じ書類があるのでこれから行って手続きをすれば間に合う」との電話があった。</p> <p>被保険者が、体調が優れないため、銀行には行けないが、市役所になら行けると伝えると、「市役所に行っても同じ話になるため結構です。」と言われ電話を切られた。</p> <p>不審に思い、市役所に問い合わせたことで当該事例が判明した。</p> <p>市ではそのような電話や通知はしていないこと及び還付金等も発生していないことを案内し、同様の電話があった場合は、警察に届け出をするように伝えた。</p>

事例：No.211

発 生 日	平成28年10月12日
発生場所	茨城県北茨城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年10月12日（水）午後0時20分頃、北茨城市内の被保険者宅に、市役所保険年金課を名乗る男から「既に通知を送っているが、保険料の還付が2万円ほどある、今日中に手続きをしないと間に合わない、コンビニに行き、着いたら常陽銀行のイシダさんに電話をして欲しい」との電話があった。</p> <p>イシダという人物の連絡先を教えられ、被保険者の連絡先も聞かれたが、拒否した。</p> <p>その後、不審に思い市役所に来庁したことで当該事例が判明した。</p> <p>市では、そのような電話や通知はしていないこと及び還付金等も発生していないことを伝えるとともに、同様の電話があった場合は警察に届けるよう伝えた。</p>

事例：No.210

発 生 日	平成28年9月16日
発生場所	茨城県北茨城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年9月16日（金）北茨城市内の被保険者宅に、「市役所保険年金課のワタナベを名乗る男から、「保険の還付金で2万3千円の還付がある。書類を送っているはずで、その書類が返ってこないため電話をした。」との電話があった。</p> <p>被保険者がそのような手紙は見えていないためわからないと答えると、「再度手紙を送るので返事を出してください。」と言われた。</p> <p>その後、10日以上過ぎても手紙が届かず、家族に相談したところ詐欺の可能性があると言われ、不審に思い市役所へ確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市では、そのような電話や通知はしていないこと及び還付金等も発生していないことを確認し、被保険者に対して十分注意するよう促した。</p>

事例：No.209

発 生 日	平成 2 8 年 9 月 2 3 日
発生場所	茨城県常陸太田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 9 月 23 日（金）午前 10 時頃、常陸太田市内の被保険者の男性宅に、市役所年金課のタザキと名乗る者から、「保険料の払い戻しが 2 万 7 千円程ある、2 月下旬に通知文も送付しているが、返信がないので連絡をした。今日が支払できる期限なので取引の銀行名を教えて欲しい。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、郵便局に口座があると伝えると、「銀行でないとダメ」と言われ、取引銀行名と携帯電話の番号を教えてしまった。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が、市役所へ確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市役所にはタザキという職員はおらず、還付金がないことを伝えるとともに、相手に伝えた銀行の行員を語る者から電話がある恐れがあるため、すぐに警察に届けるよう促した。</p>

事例：No. 2 0 8

発 生 日	平成28年9月15日
発生場所	茨城県高萩市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年9月15日（木）高萩市内の被保険者宅に、市役所職員のコバヤシと名乗る者から、「保険料の還付があるため、口座番号と暗証番号を教えて欲しい。」との電話があり、情報を伝えた。</p> <p>その後、「また電話をする」と言われたが、翌日になっても連絡がないため、不審に思った被保険者が高萩市役所に問い合わせをしたことにより、当該事例が判明した。</p> <p>市役所にはコバヤシという職員はおらず、そのような電話連絡は行っていないことを説明。</p> <p>また、他に同様のケースが1件あり、現在警察にて調査中。</p>

事例：No.207

発 生 日	平成 2 8 年 9 月 1 2 日
発生場所	茨城県結城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 9 月 12 日（月）正午から午後 2 時ごろにかけて、結城市の被保険者宅へ市役所職員のオオシマと名乗る男から、「保険金の還付金がある、手続きは ATM で行える」といった電話が多数発生した。</p> <p>結城市では問い合わせが多数あったことから、結城警察署へ情報提供を行った。</p>

事例：No. 2 0 6



発 生 日	平成28年9月9日
発生場所	茨城県常陸太田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成28年9月9日（金）午前10時頃、常陸太田市内の被保険者の男性宅に、市役所職員を名乗る人物から「医療費の払い戻しが3万円ほどある、通知文も送付しているが返信がないので連絡をした、今日が支払できる期限なので取引のある銀行名を教えてください。」との電話があった。</p> <p>被保険者が銀行名を相手に伝えると、「午後に銀行から電話がある」と言って電話が切れた。</p> <p>その後、不審に思った妻が被保険者と市役所に来庁したことで、当該事例が判明した。</p> <p>保険年金課では連絡をしていないことと、現在還付金や払い戻しが無いことを伝え、同様の内容の電話がまたあった場合は、すぐに警察に届けるよう伝えた。</p>

事例：No.205

発 生 日	平成28年9月6日
発生場所	茨城県日立市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前10時頃、日立市内の被保険者宅に、市役所の保険課マツイと名乗る者から、「多く取りすぎている保険料の還付がある。後ほど、常陽銀行から連絡する。」との電話があった。</p> <p>電話の後すぐに被保険者から市へ確認の問い合わせがあり、当該事例が判明した。</p> <p>日立市の担当課にはマツイという職員はおらず、還付金の発生はしていない、常陽銀行から連絡をするような依頼はしないこと並びに還付が発生した場合は申請書類が届くことを説明し併せて同様の電話があった場合には、その場で返事をせずに、市へ問い合わせをするように依頼した。役場ではそのような通知等はしていないことを伝えた</p>

事例：No.204

発 生 日	平成28年9月6日
発生場所	茨城県古河市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前9時頃、古河市内の被保険者の女性（76歳）宅に市役所保険年金課から、「医療費の払い戻しがある2万円程ある。通知文も送付しているが、返信がないので連絡をした。期限は8月31日だったが、今日中に振込をできるようにするので、カードと携帯電話を持って三和庁舎近くの常陽銀行のATMへ行くように。」との電話があった。</p> <p>その後指定のATMで電話での指示に従い振込操作をし、途中で異常が発生したとのアナウンスが画面に出たため、操作が完了していたのか確認のため、市役所に来庁したことで当該事例が判明した。</p> <p>古河市役所で対応をしている時も、古河市の職員からの連絡と信じており、自分が被害者だと思っていないようだったが、銀行への確認と警察に届け出するように伝えた。</p>

事例：No.203

発 生 日	平成 2 8 年 9 月 5 日
発生場所	茨城県茨城町
種 類	不審な電話
概 要	<p>午後 4 時 30 分頃、茨城町内の被保険者の女性から、ニセ電話詐欺に遭ってしまった可能性があるとの連絡が役場にあった。</p> <p>内容は、女性宅に、同日の午前 11 時頃、役場職員のニシダを名乗る男から「保険金の還付があるので、イオンタウン水戸南の ATM に行くように」との電話があり、言われるがまま ATM を操作してしまったとのこと。</p> <p>その日は、茨城町内でニセ電話詐欺と思われる電話が複数あったため、役場から水戸警察署へ連絡をし、警察署が茨城町内の電話帳に記載の有る全世帯へ注意喚起の電話をしていた。</p> <p>そのため、警察署からの電話を聞いた被保険者の女性が、詐欺ではないかと気づき、役場へ連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>保健課では、そのような電話はしていないことを伝え、不審な電話には十分注意するように促した、併せて、茨城県警へ被害内容の連絡をした。</p>

事例 : No. 2 0 2

発 生 日	平成28年9月5日
発生場所	茨城県茨城町
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前10時30頃、茨城町内の被保険者の男性宅にニセ電話詐欺と思われる不審な電話があった。</p> <p>被保険者の男性が電話に出ると、「還付金がある。」と切り出されたため、役場に行くと言ったところ直ぐに電話が切られた。</p> <p>不審に思い役場へ確認したことで当該事例が判明した。</p> <p>役場では連絡をしていないことを伝え、不審電話には十分に注意するよう促した。</p>

事例：No.201

発 生 日	平成28年9月5日
発生場所	茨城県茨城町
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前9時30分頃、茨城町内の被保険者の女性宅に、役場職員のニシダを名乗る者から、「8月上旬に医療費の還付通知を送っている。8月20日締切りであったが、手続きが済んでいない。還付金は31,500円あり、手続きは銀行の端末で行える。携帯電話を持っているなら、電話番号を教えて欲しい。」との電話があった。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が、役場へ確認の電話をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>役場では連絡をしていないことを伝え、指示には従わないように伝えると共に、不審電話には十分注意するよう促し併せて警察へ概要を報告した。</p>

事例：No.200

発 生 日	平成 2 8 年 8 月 2 9 日
発生場所	茨城県八千代町
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前 10 時頃、八千代町内の被保険者宅に役場職員を名乗る男から、「家族の 5 年分の医療費の戻りが 20,000 円ほどある。4 月に通知し、7 月 31 日が期限だったが手続きがされていない。」との電話があった。</p> <p>電話対応したのが被保険者本人ではなく家族であったため、誰宛に送付したのかを尋ねると、世帯主に送っているとしか答えず、対応者が世帯主に代わると電話は切れていた。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が、役場に問い合わせをしたことで当該事例が判明した。</p> <p>役場ではそのような通知等はしていないことを伝えた</p>

事例 : No. 1 9 9

発 生 日	平成28年8月24日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前11時10分頃、ひたちなか市内の被保険者の女性（75歳）宅に、市役所健康保険課を名乗る男から、「医療保険の還付金が下りるが、まだ申請がない。13,000円ほどあるので、手続きをしてほしい。」との電話があった。</p> <p>被保険者がよくわからないので、文書で送付して欲しいと伝えたところ、「文書は銀行にあるので、銀行に行ってほしい。」と言われ、銀行の口座を聞かれた。</p> <p>不審に思い口座は教えず電話を切った後、口座のある銀行へ問い合わせたところ、話がおかしいので市役所に連絡した方が良いと勧められ、市役所に確認をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>ひたちなか市には健康保険課は無く、本人への還付金がある場合は電話ではなく文書を送るので、今回の電話は市役所からの連絡ではないことを伝え、再度電話が来ても絶対に応じないように注意を促した。</p>

事例：No.198



発 生 日	平成28年8月24日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前11時30分頃、ひたちなか市内の被保険者の女性（77歳）宅に、市役所から依頼を受けたという男から、「医療保険の還付金があるが、まだ申請がない。13,800円ほどあるので手続きをしてほしい。また、手続きをしたいので、カード番号を教えて欲しい。」との電話があった。</p> <p>カードを持っていないので、銀行の口座しかないと伝えたところで、話を聞いていた配偶者に怪しいと言われたため、一度電話を切って折り返すと伝えたところ、カスタマーセンターの本間まで連絡するようにと、連絡先を伝えられた。</p> <p>その後、市役所へ確認の連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>ひたちなか市では、書類の手続きを外部団体へ委託をすることが無いこと、本人への還付金がある場合は電話ではなく文書を送るので、今回の電話は市役所からの連絡ではないことを伝え、再度電話がきても絶対に応じることの内容に注意を促した。</p>

事例：No.197

発 生 日	平成 2 8 年 8 月 4 日
発生場所	茨城県五霞町
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前中に五霞町内の被保険者の女性宅へ、役場保険年金課のノグチと名乗る者から、「平成 25 から 27 年までの間に介護などの法律が変わり、その間に保険料を納めすぎているので還付金がある。3月に累積医療申請書類を送っているが、まだ、手続きがされていない。」との電話があった。</p> <p>被保険者の女性がどこの役場から電話をかけているのかと聞いたところ、「疑っているようなので役場の窓口へ直接来てくれ。」と言われ、役場に確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>町では、ノグチという職員はおらず、還付も発生していない。</p>

事例 : No. 1 9 6

発 生 日	平成 2 8 年 8 月 3 日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前 10 時頃に那珂市内の被保険者の女性 A さん（77 歳）宅に市役所の山本を名乗る男から、「平成 20 から 25 年度分までの高額療養費 37,999 円の通知を青い封筒で送っているが、7 月 31 日までの返信がなかったので、口座に振り込みたい。また、口座番号とその口座にいくら入っているか確認したい。」と、とても丁寧な口調で電話があった。</p> <p>A さんは理由をつけて電話を切り、その後市役所へ確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>那珂市役所には山本という職員はおらず、還付金も発生していなかった。</p>

事例 : No. 1 9 5

発 生 日	平成28年8月1日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前9時20分頃、ひたちなか市内の被保険者宅に、医療保険課のナカヤマと名乗る男から、「医療費の戻りがあるので、6月に手紙を送った。手続きは7月31日までだったのだが、社会保険事務所の窓口で電話をしてもらえば、まだお金を戻せる。社会保険事務所の電話番号050-3822-1519に電話をして、整理番号998351と伝えてもらえばわかる」との電話があった。</p> <p>不審に思った被保険者が市へ確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>ひたちなか市に医療保険課はないこと、後期などを取扱っている国保年金課にナカヤマという職員はいないこと並びに医療費の戻りがないことを案内した。</p>

事例：No.194

発 生 日	平成 2 8 年 7 月 2 7 日
発生場所	茨城県八千代町
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 7 月 27 日（水）、午前 11 時 20 分頃、八千代町内の被保険者宅に、保険年金課のモリと名乗る男から、「医療費の戻りが 32,500 円ほどある。以前通知したが、手続きがされていないので、口座を教えてほしい。」との電話があった。電話対応をしたのが被保険者の配偶者であったため、本人ではないのでわからないと伝えると、「キャッシュカードはないか。」と聞かれたが、わからないと伝えた。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が、役場に問い合わせたことで、当該事例が判明した。</p> <p>役場の保険年金課にモリという職員はおらず、そのような通知等はしていないため、要求には応じないように伝えた。</p>

事例：No. 1 9 3

発 生 日	平成 2 8 年 7 月 2 2 日
発生場所	茨城県阿見町
種 類	不審な電話
概 要	<p>昼頃、阿見町内の被保険者宅に、役場保険課のハヤシと名乗る男から、「医療費の還付金が 2 万円ほどある。以前に手紙を送ったが、まだ手続きがされていない。5 月末までに手続きが必要だったが、今からでも間に合うので手続きしてほしい。」との電話があった。</p> <p>また、「常陽銀行に 100 万円の残高があれば手続きの手数料は無料だが、50 万円しかなければ手数料は半分かかる。この後、常陽銀行の者から電話が来るので、手続きについて聞いてほしい。」と言われた。</p> <p>不審に思った被保険者が、役場に電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>阿見町国保年金課にはハヤシという職員はおらず、還付について銀行の残高を確認することはないことを伝え、再度電話があったとしても個人情報等は絶対に教えないよう注意を促した。</p> <p>また、類似する内容の電話がかかってきたとの連絡が複数件あった。</p>

事例 : No. 1 9 2

発 生 日	平成 2 8 年 7 月 2 1 日
発生場所	茨城県八千代町
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前 10 時頃、八千代町内の被保険者宅に、保険年金係のスズキと名乗る男から、「平成 28 年 1 月分の還付金が 25,000 円ある。役場の青の封筒で通知したが、手続きが終わっていない。本来は 5 月までだが、まだ間に合うので手続きを行ってほしい。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、今から役場に行くと言ったところ、「来なくてもいいので、銀行名を教えて欲しい。」と聞かれた。</p> <p>不審に思った被保険者が、町に連絡したことで当該事例が判明した。</p> <p>八千代町保険年金係に鈴木という職員はいるが、そのような通知等はしていないため、要求には応じないよう伝えた。</p>

事例 : No. 1 9 1

発 生 日	平成 2 8 年 7 月 2 1 日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午後 1 時頃、那珂市内の被保険者の女性 A さん（75 歳）宅へ、男性から「後期の高額の還付が 3 年分あるので、とりあえず 2 0 万円振り込んでもらいたい。銀行の窓口では、機械の新旧があるので、カスミの ATM で手続きをしていただき、手続きが終了したら電話をするので、人気のない所で待っていてください。」との電話があった。</p> <p>A さんが振込に出かけようとしたところ、夫にどこに行くのかと問われ、内容を話したところ、市への確認をするように勧められ、確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>その後電話はかかってきていないとのことだが、市では念のため、警察へ電話をするよう伝えた。</p>

事例：No. 1 9 0



発 生 日	平成 2 8 年 7 月 1 3 日
発生場所	茨城県大洗町
種 類	不審な電話
概 要	<p>平成 28 年 7 月 13 日（水）、大洗町内において 8 件の不審電話が発生した。</p> <p>大洗町内の被保険者宅に、役場保険年金課のイトウと名乗る男性から、「平成 22 年度からの医療費の還付が 3 万円弱あり、以前通知を送ったが、まだ手続きが終わっていない。振込先の金融機関と電話番号を教えて欲しい。」との電話があり、金融機関を教えたしまった被保険者に対しては、その後、金融機関の行員を名乗る男性から「案内を送るので、必要事項を記入して提出して欲しい。」と連絡があった。</p> <p>被保険者からの問い合わせに対して、大洗町役場には保険年金課という課やイトウという職員はおらず、医療費の還付についても電話のような事実はないことを説明し併せて町内金融機関、民生委員、警察等への情報提供並びに無線放送での町民への注意喚起を実施した。</p>

事例：No. 1 8 9

発 生 日	平成28年7月14日
発生場所	茨城県東海村
種 類	不審な電話
概 要	<p>午後0時20分頃、東海村内の被保険者宅に、役場保険年金課のオノデラと名乗る男性から電話があった。</p> <p>被保険者の夫が電話に出たところ、「奥さんが後期高齢になり、35,000円の支払いがある。手続きをしないと大変なことになるので銀行口座を教えて欲しい。」と言われた。</p> <p>通知が郵送されてきた覚えがなく、不審に思った被保険者の夫が、これから役場に行くから、もう一度部署と名前を教えて欲しいと言ったところ、「保険年金課のオノデラです。お待ちしております。」と言われ電話が切れた。</p> <p>その後、確認のため役場に来庁したことにより当該事例が判明した。</p> <p>後期高齢者医療担当課にオノデラという男性職員はいないこと、役場から支払いを依頼する場合に電話で銀行口座を確認することはないこと並びに最近こういった電話が多発していることを説明した。</p>

事例：No.188

発 生 日	平成28年7月13日
発生場所	茨城県東海村
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前中、東海村内の被保険者宅に、役場福祉年金課のスズキを名乗る男性から、「平成27年12月から平成28年1月までの年金の還付金が29,880円ある。役場の緑の封筒で通知をしたが、手続きが終わっていない。本来は5月までだが、まだ間に合うので手続きを行って欲しい。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、今から役場に行くと伝えると、「来なくてもいいので、銀行を教えて欲しい。」「残高はいくらあるか。」と聞かれた。</p> <p>被保険者が、常陽銀行及び労金と取引があるが、年金生活なので、そんなに残高はない。残高が手続きに関係あるのかと質問したところ、「残高によって手数料が違う。50万円以上は無料だが、50万円未満は1,080円の手数料がかかってしまう。」と回答され、被保険者が、それであれば手続きはしないと答えると、「また連絡する」と言って電話を切られた。</p> <p>その後、不審に思った被保険者が役場に来庁し、当該事例が判明した。</p> <p>役場に福祉年金課という課はないこと、年金を担当している職員に男性はいないこと並びに還付について銀行の残高を確認することや手数料がかかることはないことを伝えた。</p>

事例：No.187

発 生 日	平成 2 8 年 7 月 1 3 日
発生場所	茨城県桜川市
種 類	不審な電話
概 要	<p>9 時 10 分頃、市内の被保険者宅に、市役所のマツイと名乗る男性から、「医療保険料の還付金が 27,500 円あるが、手続きがされておらず期限が切れてしまっている。還付してほしい場合には、12 時頃に常陽銀行から電話があるので手続きしてほしい。」との電話があった。</p> <p>その後、常陽銀行から連絡がなかったため、桜川市役所に確認の電話をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>桜川市役所では、国保年金課にマツイという職員はいないこと並びに保険料の還付予定はないため、詐欺の可能性があると旨伝えられた。</p>

事例 : No. 1 8 6

発 生 日	平成28年7月8日
発生場所	茨城県北茨城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>11時00分頃、市内の被保険者宅に、市役所保険年金課のシラキと名乗る者から、「青い封筒が届いているはずで、6月30日までに返信して欲しかったが、返信がなかったため電話をした。</p> <p>39,500円返すお金がある。15分後に電話をするので、郵便局へ行ってください。」との電話があった。</p> <p>その後、50分待っても連絡がないため、不審に思い市役所に確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市では、そのような電話や通知はしていないこと及び還付金等も発生していないことを確認し、十分注意するよう伝えた。また、携帯電話の番号を覚えてしまったとのことだったため、警察にも相談するよう話した。</p>

事例：No.185

発 生 日	平成28年7月1日
発生場所	茨城県守谷市
種 類	不審な電話
概 要	<p>守谷市内の被保険者宅に茨城県から移管されている地域福祉センターの職員を名乗る者から、「昨年度の差額医療費の還付が17,500円ある。指定の番号（0120-754-514）に電話して、氏名、生年月日、電話番号等及び口座を教えて欲しい。」との電話がかかってきた。</p> <p>指定された電話番号がフリーダイヤルだったため、被保険者が茨城県庁の電話番号を市役所に問い合わせたことで当該事例が発覚した。</p>

事例：No.184

発 生 日	平成28年7月1日
発生場所	茨城県八千代町
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前10時30分頃、八千代町内の被保険者宅に、八千代町国民年金課のワタナベサトシを名乗る男から、「国民年金か、高額療養費の払い戻しが6万円くらいあり、還付できる期限が迫っているので、口座番号を教えて欲しい。前にも青い封筒で手紙を送った。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、男の出身地を聞いたところ、「群馬県から来ている」と答えたため、町に確認してみるのに折り返しの電話番号を尋ねたところ、「08…」と言ったまま電話が切れた。</p> <p>不審に思い、町に確認の連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>役場にはそのような職員はおらず、役場から電話もしていないため、要求には応じないよう伝えた。</p>

事例：No.183

発 生 日	平成28年6月29日
発生場所	茨城県内
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前9時25分頃、茨城県内の被保険者宅に、茨城県庁の医療保険課を名乗る者から、「医療費の還付金があるので、手続きをして欲しい。」との電話がかかってきたとの問い合わせが、茨城県庁にあった。</p> <p>茨城県庁の代表電話に問い合わせがあった段階で、県庁には医療保険課という課はないと説明している。</p> <p>また、同内容の問い合わせが複数あり、同様の対応を行った。</p>

事例：No.182



発 生 日	平成28年6月21日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>市内の被保険者の女性 A さん（77 歳）宅へ、那珂市役所年金課を名乗る男性から電話があり、「御主人はいますか。」と尋ねられた。A さんが入院中と答えると電話を切られ、不審に思い市役所へ確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>その後電話は無く、着信は非通知によるものだった。</p>

事例：No.181

発 生 日	平成28年6月20日
発生場所	茨城県日立市
種 類	不審な電話
概 要	<p>日立市の住民あてに市役所福祉課のサイトウの名乗る男から「高額医療の払い戻しがあるので至急手続きをして欲しい。あなたの整理番号は 998512 番で、フリーダイヤル 0120-824-448 あて電話をするように。」との電話があった。</p> <p>デイサービスを利用していたため、利用先の施設にて職員に事情を話し、当該フリーダイヤルに連絡を試みたところ、「5/10までに申請がなかったため、至急常陽銀行の ATM で手続きをして欲しい。また、生年月日と電話番号を教えて欲しい。」と言われた。本人は常陽銀行に口座を持っていなかったため、その旨を伝えると、また連絡すると言われ電話を切られた。</p> <p>日立市の高齢福祉課のケースワーカーに同名の職員がおり、施設の職員が市へ確認の連絡をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>先の事例と整理番号等の内容が同じであったため、再度連絡があっても一切要求に応じないよう伝えた。</p>

事例：No.180

発 生 日	平成28年6月20日
発生場所	茨城県日立市
種 類	不審な電話
概 要	<p>日立市の住民あてにスギヤマと名乗る男から、「療養費の払い戻しがある。整理番号は998512番となっているので、県の福祉センターへ連絡して欲しい。番号はフリーダイヤルで0120-824-448。」との電話があった。</p> <p>本人は、後期高齢者医療の被保険者ではなく、電話を受けた後、県にそのような機関がないことを調べた。</p> <p>不審に思い、市役所へ確認の連絡をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>市役所にはそのような職員も非常勤もないことを伝え、再度電話があっても要求には応じないよう話した。</p>

事例：No.179

発 生 日	平成 2 8 年 6 月 2 0 日
発生場所	茨城県日立市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前 9 時 25 分頃、市内の被保険者宅に市保険課のタナカと名乗る男から、「医療費の払い戻しがあり、手紙を送ったが返事がなかったため連絡をした。あなたの整理番号は 998512 番となっており、申請期限が本日までとなっている。また、担当が市から県庁へ変わってしまうので、至急手続きをして欲しい。」との電話があった。</p> <p>被保険者が、手紙は届いておらず、普通は期日前に再度手紙をよこすのでは、と問いかけたところ一方的に電話が切られた。</p> <p>再度電話がなかったため、市役所に問い合わせをしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>日立市国民健康保険課にはタナカという職員はおらず、市から電話をすることもないため、再度連絡があった場合も要求には応じないよう伝えた。</p>

事例 : No. 1 7 8

発 生 日	平成 2 8 年 6 月 2 0 日
発生場所	茨城県常陸太田市
種 類	不審な電話
概 要	<p>午前 11 時頃、市内の被保険者の女性宅に、市役所職員を名乗るシラキという人物から、「保険料の還付があるので、口座番号を教えて欲しい。」との電話があった。</p> <p>被保険者の女性は怪しいと思い電話を切り、すぐに市役所へ確認の電話をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>保険年金課にはシラキという職員はいないこと、再度電話があっても口座番号等は教えないよう案内をした。</p>

事例：No. 1 7 7

発 生 日	平成28年6月16日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>市内の被保険者の女性（76歳）宅に、ひたちなか市国保担当のイシカワを名乗る人物から、「保険料還付があるが、期限が過ぎてしまったので銀行で手続きをするように。」との電話があった。</p> <p>その後、手続きについて詳しく知りたいと市役所へ電話をしたことで当該事例が発覚した。</p> <p>ひたちなか市では、現在還付は発生していないこと及び指示には絶対に従わないよう案内をした。</p>

事例：No. 176

発 生 日	平成28年6月10日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>市内の被保険者の女性 A さん（75 歳）宅に、那珂市役所年金課のシミズを名乗る 30 から 40 歳くらいの男から、「国の法律が変わったことにより、年金と介護保険の戻りが 39,250 円ある。通知を4月に出しているが、手続きしていないため期限が切れてしまう。通帳を持って ATM へ行ってほしい。」との電話があった。本人は、還付は無いものと思っていたが、確認すると答えて電話を切った。</p> <p>その後、那珂市役所に確認したことで当該事例が判明、実際に税・保険料で還付は発生していなかった。</p>

事例：No. 1 7 5

発 生 日	平成28年5月31日
発生場所	茨城県古河市
種 類	不審な電話
概 要	<p>古河市内の被保険者の夫婦宅に、市役所職員のナカジマを名乗る男性から、「妻の後期高齢者医療保険料の還付金 39,500 円がある。3月に申請書を送ったが、手続きが済んでいないようなので、銀行と連絡を取り何とか還付を受けられるようにする。20分後に銀行から電話をさせるので指示にしたがって欲しい。」との電話があった。</p> <p>その後、予定の時刻に銀行を名乗る者から電話が入り、「ATMで手続きができるので市内スーパーへ行くように。またATMに着いたら携帯で指示をする」と言われた。</p> <p>その後、指定されたスーパーのATMで指示に従い操作をしていたところ、店舗の警備員及び店員に詐欺の可能性があると止められ、事実確認のため市役所に来庁し、当該事例が発覚した。</p> <p>還付の事実はないこと、還付のために振込先口座等の情報は電話では聞かないこと及びATMで操作させることは絶対に無いことを伝えた。</p> <p>また、口座番号及び暗証番号を教えてしまったとのことだったので、銀行へ報告し口座の停止を依頼するとともに、併せて警察へ連絡するよう促した。</p>

事例：No. 174



発 生 日	平成28年5月31日
発生場所	茨城県守谷市
種 類	不審な電話
概 要	<p>10時半頃、守谷市内の被保険者宅に、市役所国保年金課職員のカノウと名乗る男から、「後期高齢者医療保険の高額療養費などで未手続の者が5年分ほどある。常陽銀行に行って手続きをして欲しい。」という番号非通知の電話があった。</p> <p>被保険者が怪しいと思い、「詐欺が流行っていることもあり、折り返し連絡する。」と伝え、再度名前を確認したところ、態度が豹変し、暴言を吐かれた。</p> <p>被保険者が明らかにおかしいと思い、通報を兼ねて市役所へ問い合わせたことで、当該事例が発覚した。</p> <p>守谷市国保年金課にはそのような職員は存在せず、そのような電話連絡もしていないことを伝え警察に通報するよう案内し、併せて市消費生活センターの職員に報告。</p> <p>その後、再度被保険者が当該電話の録音音源を持参し来庁、恐喝・恫喝と取れる暴言を吐かれていること、被保険者が恐怖を感じていることから、改めて警察に相談し、当該音源を提出するようにすすめた。</p>

事例：No.173

発 生 日	平成28年5月27日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>10時10分頃、市内の被保険者宅に市役所を名乗る男から、「12,600円の還付がある。手続きのため、後程銀行から確認の電話がある。」との電話があり、携帯電話の番号を教えた。</p> <p>同日、10時20分頃、携帯電話にりそな銀行を名乗る別の男から、「還付金の支払いに手数料がかかる。預金残高によっては手数料がかからない場合があるので、預金残高と口座番号を教えて欲しい。」との電話があった。</p> <p>娘に確認してみると伝え電話を切ったが、心配になり市役所に来庁したことで当該事例が判明した。</p> <p>還付金はなく、市役所からの連絡ではないことを伝え、絶対に応じることのないよう注意を促した。</p>

事例：No.172

発 生 日	平成 2 8 年 5 月 1 0 日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>11 時頃、村内の被保険者宅に、保険・年金担当職員を名乗る者から、「平成 25 年度から 3 年分の医療費の還付金が 42,500 円ある。これを受けとるための手続きを 4 月末までに行う必要があったが、まだ手続きがされていない。</p> <p>期限が過ぎてしまったので、受け取りは銀行等になる。これは国の手続きである。」との電話があった。</p> <p>手続きに関する書類が郵送されているとのことだったため、書類を確認すると話したところ、「また 13 時に電話をかける」と言われ、その後電話が来るのを待っていたが連絡がなかった。</p> <p>書類を受け取った記憶も無いことから不審に思った被保険者が役場に問い合わせたことにより当該事例が判明した。</p> <p>役場では、そのような電話連絡は行ってはいないこと、還付金も発生していないことを伝えた。</p>

事例 : No. 1 7 1

発 生 日	平成 2 8 年 5 月 2 4 日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>市内の男性 A さん（81 歳）宅に那珂市役所のイチムラと名乗る 30 歳くらいの男性から「保険料の還付があり、口座番号を教えて欲しい。4 月 31 日締切りということで通知を送っているが、郵便局の手違いで通知が届いていない。」との電話があった。</p> <p>A さんが市役所に行って確認すると伝えると、「お待ちしています。」と言って電話が切れた。</p> <p>その後 A さんが確認のため市役所に来庁し、当該事例が判明した。</p> <p>実際に還付は発生しておらず、保険課のほか、保険料を扱う関係課にイチムラという男性もいなかった。</p>

事例：No. 1 7 0

発 生 日	平成28年4月14日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>市内被保険者の女性宅へ、那珂市役所を名乗る若い男から「還付があり、3月いっぱい締切りだったが、口座の連絡がなかったため電話をした。4月でも手続きはできるので、ハガキを送付する。届いたら市役所で手続きをして欲しい。」「お金の管理は誰がしていますか？」との電話があり、「お金の管理は娘がしている。」と回答した。</p> <p>その後、ハガキを待っていたが一向に届かないため、不審に思い那珂市役所へ確認の電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市保健課では還付はなく、通知もしていない旨説明し、今後同様の電話があった場合は、警察にも連絡するよう促した。</p>

事例：No.169

発 生 日	平成28年4月27日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>12時40分頃、市内被保険者宅へ、市役所健康保険課を名乗る男性から電話があった。</p> <p>担当者名が早口で聞き取れなかったため、担当者名を聞き返すと、暴言を吐かれて電話を切られた。</p> <p>不審に思った本人が市役所へ電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>市には健康保険課という部署は無く、またそのような対応をする職員もいないことを伝え、今後も注意するように促した。</p>

事例：No.168

発 生 日	平成28年4月27日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>昼頃、市内被保険者宅へ、市職員を名乗る男性から、「保険料の戻りが23,000円ほどある。書類を送ったが届いているか。」との電話があった。</p> <p>うちは戻しがあるとは思えないと伝えると、そのまま電話が切れた。</p> <p>その後本人が市役所市役所へ電話をしたことで当該事例が判明した。</p>

事例：No.167

発 生 日	平成28年4月27日
発生場所	茨城県ひたちなか市
種 類	不審な電話
概 要	<p>11時頃、市内の被保険者宅に市職員を名乗る男性から、「平成22年から7年間分の医療費の戻りが2万円ほどあるという内容の通知を3月頃送ったが、届いていないか。」との電話があった。</p> <p>不審に思った本人が、市役所に来庁したことで当該事案が判明した。</p>

事例：No.166



発 生 日	平成28年4月14日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>市内被保険者の女性 A さん（81 歳）宅に、市職員を名乗る若い男性から電話があった。</p> <p>「1 月末に還付の通知を送ったが、口座の連絡がなかったため電話をした。締切が今日までだが、この電話で受け付けができるので、夫婦の生年月日と口座を教えてください。」という内容だった。</p> <p>生年月日は教えたが、口座を教えなかったところ、「03 から始まる電話番号へ連絡してください。」と案内された。</p> <p>その番号へ電話をすると、同様に口座を聞かれたため、不審に思い、那珂市役所へ確認の電話をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>市では、このような電話や通知はしていないこと及び還付金等も発生していないことを説明し、警察への連絡を勧めた。</p>

事例：No.165

発 生 日	平成 2 8 年 4 月 8 日
発生場所	茨城県北茨城市
種 類	不審な電話
概 要	<p>13 時 20 分頃、北茨城市内の被保険者宅に、市役所保険年金課のイイダと名乗る男性から電話があった。</p> <p>「1 月頃還付の通知が届いているはずで、後期高齢者の保険証の還付が 2 年間で 39,000 円ある。手続きをするので銀行のカードを持って。銀行の駐車場で待っていてください。」という内容だった。</p> <p>不審に思い、市役所へ確認の電話をしたことで、当該事例が判明した。</p> <p>市では、このような電話や通知はしていないこと及び還付金等も発生していないことを確認し、被保険者に対し、十分注意するように伝えた。</p> <p>また、携帯電話の番号を教えてしまったとのことであり、警察にも相談するよう話した。</p>

事例 : No. 1 6 4

発 生 日	平成28年4月7日
発生場所	茨城県桜川市
種 類	不審な電話
概 要	<p>12時5分頃桜川市の被保険者宅に、市役所職員を名乗る男性から「高額療養費が、39,050円あるが、手続きがまだである。手続きに関して郵便局から電話がある。」との電話があった。</p> <p>その後、郵便局から電話がなかったため、桜川市役所へ電話をしたことで当該事例が判明した。</p> <p>桜川市役所では、高額療養費が支給される予定がないため詐欺の可能性があると伝え、手続きに関して郵便局経由で指示することはないと併せて伝えた。</p>

事例：No.163

発 生 日	平成28年4月7日
発生場所	茨城県那珂市
種 類	不審な電話
概 要	<p>那珂市内の被保険者宅に市担当職員を名乗る者から、「還付が発生したので、口座情報等を教えて欲しい。」と電話があった。</p> <p>不審に思った本人が、市役所に確認を取ったことで当該事例が判明した。</p>